右申立人に対する公職選挙法違反被告事件(昭和四一年(あ)第一八六三号)について、昭和四三年四月三日当裁判所の言い渡した上告棄却の判決に対し、弁護人石橋信から別紙のとおり判決訂正の申立があつたが、右判決の内容に誤のあることを発見しないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

## 昭和四三年五月一日

## 最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	横	田	正	俊
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	田	中	_	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	色	Ш	幸太	郎
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美